

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を実施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のと看「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
ターボ分子ポンプ 注油セット	UTM-50用 UTM-150用 UTM-300用 UTM-500用 UTM-1500用	非該当	5項(10)	4条十一号	潤滑用に設計されたもので、電子機器の冷媒用に設計した液体ではない。 規定の物質の混合物でなくフッ化シリコン油でもない	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ターボ分子ポンプ	UTM-50 UTM-150 UTM-150C UTM-300 UTM-300C UTM-500 UTM-500C UTM-1500 UTM-1500C	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
パワーサプライ	UTM-50用 UTM-150用 UTM-300用 UTM-500用 UTM-1500用	非該当	2項(8)	1条八号	ガス遠心分離機用の周波数変換器ではなく、単体では動作はしないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
ターボ分子ポンプ	UTM70B UTM300B	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			6項(1)	5条一号	規定の精度以下の玉軸受であり、規定の磁束密度以下の能動型の磁気軸受であるため。					
ターボ分子ポンプ	UTM-350FW UTM-480FW UTM-800FW UTM-1001FW UTM-1400FW UTM-2300FW UTM-3301FW UTM-350FH UTM-480FH UTM-800FH UTM-1001FH UTM-3303FH	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
パワーサプライ	D3(UTM-FW/FH用)	非該当	2項(8)	1条八号	ガス遠心分離機用の周波数変換器ではなく、単体では動作はしないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行 の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を実施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のと看「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
ターボ分子ポンプ	UTM1200□ UTM1600□ UTM2300□ UTM3400□ □:英数字記号が必要数入ります。	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
ターボ分子ポンプ 排気ユニット	YTP-50M□ YTP-50M□-DRY YTP-50SA□ YTP-50SA□-DRY YTP-300M□ YTP-300M□-DRY YTP-300SA□ YTP-300SA□-DRY YTP-150M YTP-150M-DRY YTP-150SA YTP-150SA-DRY YTP-500M YTP-500SA □:空欄もしくは英文字が入ります。	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
ターボ分子ポンプ 排気ユニット	YTP70A	非該当	2項(35)	1条四十号	吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。	対象外	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)9	2条2項九号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			6項(1)	5条一号	規定の精度以下の玉軸受であり、規定の磁束密度以下の能動型の磁気軸受であるため。					